

1 都感染症予防計画の位置付け

- 法に基づく計画
東京都感染症予防計画（以下、「予防計画」という。）は、感染症法及び国が定める基本指針に基づき、都道府県が策定するもの（最終改定：平成20年3月）
- 都における感染症対策の基本方針
感染症の発生の予防、まん延防止のための施策、医療提供体制の確保に関する事項等についての基本的考え方を示すもの

2 計画改定の視点

- 前回の計画改定（平成20年）以降の動向を踏まえ、以下の視点で、計画改定のに向けた考え方を整理

近年の動向

グローバル化の進展など、**感染症を取り巻く状況の変化**

エボラ出血熱の海外での流行、デング熱の国内感染など、**国内外で脅威となる事態の発生**

検査のための検体提出要請等の規定整備など、対策の基本となる**感染症法等の改正**

現行計画改定（平成20年3月）を見直す必要

改定の視点

◎ 状況変化への対応

海外から持ち込まれるリスクの高まりなど、状況変化を踏まえた対策のあり方の見直し

◎ 課題となる感染症への対応

特定の対策を講じる必要がある感染症について、改めてその方向性を整理

◎ 法令改正への対応

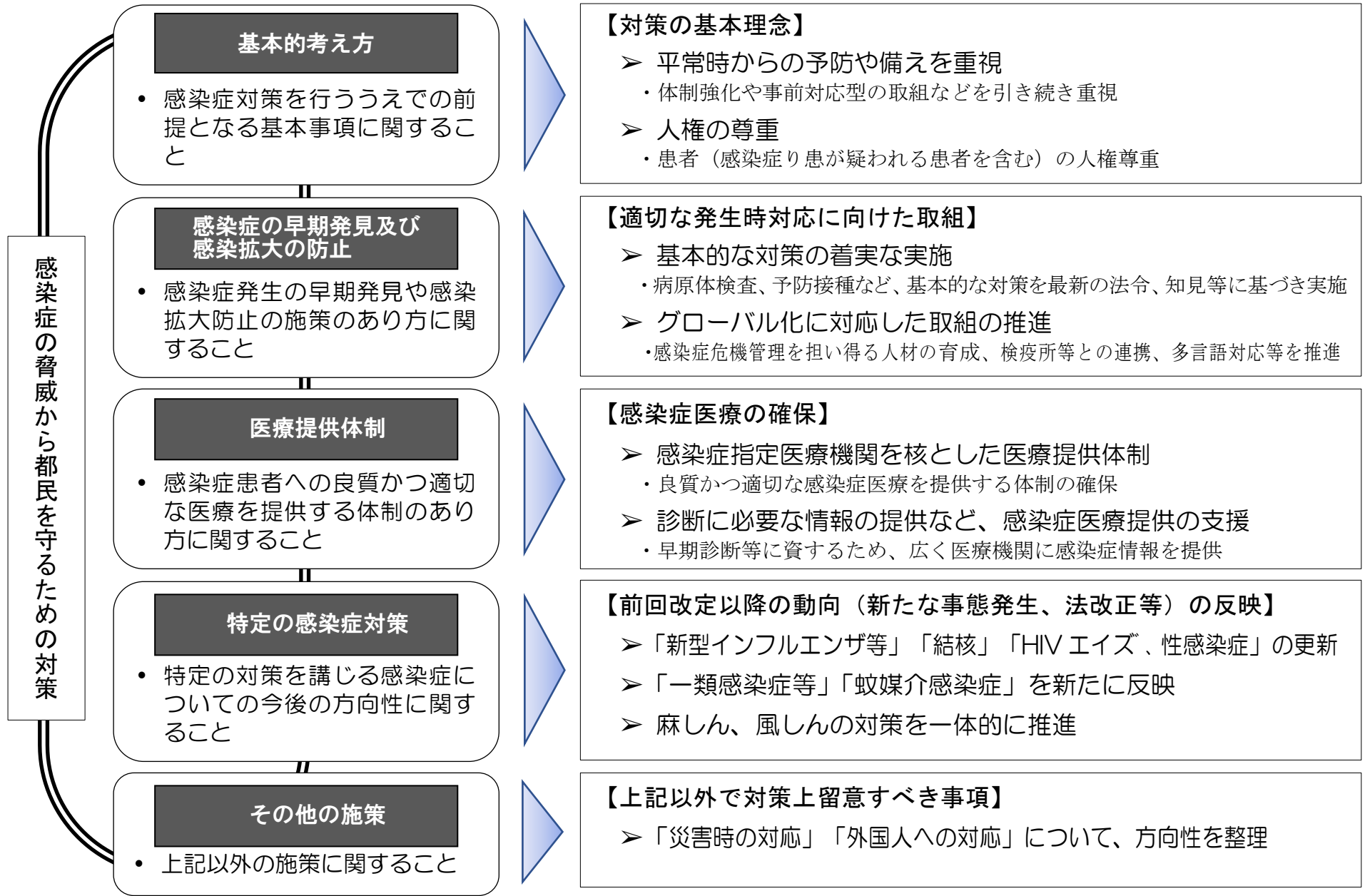
感染症法改正（平成20年・26年）など、前回改定以降の制度改正等を反映

3つの視点で見直し

予防計画改定に向けて、今後の都における感染症対策の方向性を整理

3 予防計画改定方針・中間のまとめ

○ 予防計画改定に向けて、以下の5つのカテゴリごとに、今後の方向性を整理



計画の改定方針(中間のまとめ)・各事項の概要

分類	事項	概要	要旨
基本的考 え方 P2～3	1 健康危機管理体制の強化	平常時からの体制構築	・感染症の危機的事態発生時に、感染拡大、医療、情報共有、広報等の対応を迅速かつ的確に講じられるよう、健康危機管理体制を強化すること
	2 事前対応型の取組の推進	発生に備えた取組推進	・感染症の予防、資器材の備蓄や体制整備など、感染症の発生や拡大に備えた事前対応型の取組を引き続き推進
	3 人権の尊重	患者(り患が疑われる患者を含む)等の人権尊重	・感染症患者(疑い患者を含む)等に対し感染症拡大防止の理解を得ること。感染症情報を公表する際は、権利利益の不当な侵害がないよう配慮、差別・偏見を生じさせないよう注意を払うこと
	4 関係機関との連携体制	様々な感染症に対応するための連携	・関連部門、関係機関、近隣自治体との連携強化や、アジア各都市とのネットワークを生かし、人材育成や共同研究などの取組を推進すること
	5 病原体の適正な管理及び検査の精度確保	病原体検査の信頼性向上	・病原体検査は対策の根拠となるため、病原体の適正管理や検査の精度管理により信頼性確保を図ること
	6 感染症に関する知識の普及啓発と情報提供	関係団体等と連携した取組や、渡航者等への注意喚起	・正しい知識の普及啓発に医師会、企業団体等と連携して取り組むほか、渡航者等への感染症予防等に関する情報提供などに取り組むこと
感染症の 早期発見 及び感染 拡大の防 止 P4～5	1 感染症早期発見システムの拡充・強化	東京感染症アラート等の活用	・東京感染症アラート検査などを活用し、患者の早期把握を図ること。こうした制度等を医療機関に情報提供すること
	2 病原体等の検査機能の確保	対策に必要な検査機能の確保	・感染症対策に必要な病原体検査が行えるよう、健康安全研究センターなどにおいて検査機能を確保すること
	3 人材育成及び活用	派遣研修等による人材育成と、その成果の共有	・専門機関等の研修活用などにより、感染症危機管理に中心的な役割を担うことができる人材を育成するなど、専門性の向上を図るとともに、育成した人材の活用すること
	4 院内及び施設内感染防止の徹底	発生状況に応じた注意喚起など、感染防止の支援	・病院、診療所、社会福祉施設等に対して、感染症の発生状況に応じた注意喚起などにより、院内、施設内感染拡大防止を促進すること
	5 予防接種施策の推進	都民の健康を守る重要な要素である予防接種施策の推進	・予防接種は、感染症の発生及びまん延防止や、一人ひとりの健康を守るための重要な要素であることから、予防接種施策の推進に取り組むこと
	6 検疫所等との連携	海外からの感染症侵入防止のための連携推進	・海外のからの感染症侵入を防ぐため、検疫法に基づく対応を担う検疫所と、感染症法に基づく対応を担う都、保健所、それ以外の関係機関等が連携を密にすること
医療提供 体制 P5～6	医療提供体制	指定医療機関を核とした体制 医療機関への感染症情報の提供	・感染症医療機関を核とした感染症医療の提供体制の確保 ・感染症の早期診断等のため、医療機関に感染症診療に必要な情報提供等の支援を行うこと
特定の感 染症対策 P7～10	1 新型インフルエンザ等対策	発生に備えた医療提供体制の整備	・東京都新型インフルエンザ等行動計画に基づく医療体制を構築し、発生時において、医療を必要とする患者が医療を受けられるよう努めること
	2 結核対策	結核医療の確保	・標準治療の徹底、専門的医療の確保、保健所と地域の関係機関が連携した服薬支援など、結核医療の提供に必要な取組を推進すること
	3 HIV/エイズ、性感染症	総合的、一体的な対策の推進	・感染拡大防止や HIV 陽性者支援を目的とした総合的なHIV/エイズ対策を推進すること。また、梅毒等の性感染症対策をHIV/エイズ対策と一体的に進めること
	4 一類感染症等対策	一類感染症等(エボラ出血熱、MERS等)に備えた平時からの取組	・平常時から、連携体制構築、訓練や院内感染防止資器材の整備支援などにより、発生への備えに万全を期すこと
	5 蚊媒介感染症対策	都内感染症例の発生を想定した対策	・感染症媒介蚊は東京にも存在し、都内での発生は十分考えられるため、媒介蚊対策、検査・医療体制の確保等を行うこと
	6 麻しん・風しん対策	関係者等が連携して啓発等を実施	・麻しんの排除状態維持、先天性風しん症候群の発生防止及び平成 32 年度までの風しんの排除を目標に、関係者等が連携して啓発等に取り組むこと
その他の 施策 P11	災害時の対応 外国人への対応	感染症予防策の周知等 多言語対応の推進	・事前の普及啓発、災害時に感染症発生した際の予防策の周知等、必要な措置を講じること ・感染症の予防や発症時の受診方法等の多言語での情報提供対応等を行うこと